

奈良県訓令第五号

各部課室

各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、令和三年十二月二十日から施行する。

令和三年十月二十日

奈良県知事 荒井正吾

別表第一内吉野保健所に勤務する医師の項を削る。